

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

46

学校名	福岡県立城南高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法)

- (1) いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目標とする。
- (2) すべての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを目標とする。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目標とする。
- (4) 学校教育活動全体を通じ全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など人間関係を構築する能力の素地を養うことを目標とする。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにさらされることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自

らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。部活動においても、顧問が日常的に生徒の様子や部室の管理状態等を把握し、担任や保護者とも連携を取ることが大切である。また、人間関係をよりよく形成できるような活動内容および方法について機会をとらえて顧問が指導を行っていく。

また、いじめ問題を正しく理解し、早期発見・早期対策を図るためには、職員会議や教職員自身の感受性や共感性を高める職員研修が必要である。「いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる」という認識のもと、切実感をもって主体的に参加できるような工夫をすることが大切である。そのためいじめへの対応に関わる教職員の資質能力の向上を図る取り組みやいじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する具体的な取り組み方法をあらかじめ定め、これらを徹底するため「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような効果的な取り組みを盛り込んだ内容を記載するとともに指導體制等の充実を図ることも大切である。特に、発達障がいや性同一性障がい等きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員への正しい理解を図っていく。

(2) いじめの防止のための措置

ア いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断を適切に行う。

また、生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決できる力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てると共に、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行う。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり、学級や学年・部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、生徒がストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が「認められている」、「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組む。教職員が多様な観点で生徒を見守るだけでなく、生徒自らもこれまでの自分を振り返り、現在の自分を客観的に見つめることによって、自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるように努める。

オ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えることができるような取組を推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

なお、生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。また、定期的なアンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることを踏まえ、生徒からの相談に対しては迅速に対応することを徹底する。

(2) いじめの早期発見のための措置

毎月1回行う「いじめ及び学校生活に関するアンケート調査」や定期的な「教育相談」の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用の「いじめチェックシート」の活用や「保護者に対するアンケート」の実施により、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、「生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか」、「適切に機能しているか」など、定期的に体制を点検することに努め、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について生徒に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にして適切に扱う。

アンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処〈ネット上のいじめを含む〉）

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織（本校では「生徒支援対策委員会」（以下、「委員会」という。）で、外部専門家の意見を取り入れながら等、対策組織を活用して行う。被害性に着目した判断を行い被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

また、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

インターネットや SNS 上のいじめは、外部から見えにくく匿名性が高い性質を有するとともに情報を消去することが困難なため被害者に深刻な傷を与えかねないため、書き込み等を発見するためのネットパトロールやインターネット・SNS 上のいじめに対処する体制を強化する必要がある。

心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめの被害にあっても表出できない者もいることに配慮し、学校は個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応すること。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携して行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが重要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ることを踏まえ、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「生徒支援対策委員会」と直ちに情報を共有する。疑いのある事案を把握した段階で、速やかに管理職より教育委員会にて第一報を連絡する。その後、生徒支援対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を

行う。聞き取りによって集められた情報については、教職員全員で共有化を図る。また、速やかに管理職より教育委員会に電話で報告する。また、学校より被害・加害生徒の保護者に連絡する。部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

学校や教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な成果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

上記の対応について、部活動指導員、非常勤講師等の指導を開始する前に周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以降の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員で協力して、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

併せて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、必要に応じて、いじめた生徒を別室において特別指導をしたり、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関係する情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取り扱い

等、プライバシーには十分に留意して以降の対応を行っていく。いじめた生徒へも状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に対して適切に懲戒を加えることも考慮する。

ただし、いじめは様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことのできるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは、プロバイダ責任制限法に沿って、情報発信者に対して違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して適切な援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局によるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消していると判断するためには、「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」少なくとも、この2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月止んでいることを目安とする。行為が止んでいない場合は、生徒支援対策委員会で判断し改めて相当の期間を設定して状況を

注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒および保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談により確認する。

③「生徒支援対策委員会」の審議を経て、いじめの解消を校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより本校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて県知事に事態発生の報告を行う。

イ 調査を行うための組織

学校が主体となって調査に当たる場合は、弁護士、校医（精神科医）、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

ウ 調査の実施

調査に当たっては、学校が、当該事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを認識し、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰によって行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確になるようにする。

（2）調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等その他の必要な情報を提供する責任がある。

調査により明らかになった事実関係（いじめの行為がいつ、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行う。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うように努める。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、その他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて県知事に報告する。

報告の際には、防止策及びいじめを受けた生徒の保護者の所見をまとめた文書を添えて報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 生徒支援対策委員会

生徒支援対策委員会は、本校における、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

オ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

本校における「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、校長の下に組織を設け、速やかに、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にする。

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰のよって行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、

学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのような取組みを行っているかについて教職員に周知徹底する。また、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組み状況や達成状況を評価する。評価にあたっては、定期的にアンケート、個人面談、保護者面談、校内研修の目標が達成できているかを検証する。評価結果を踏まえてその改善に取り組むと共に、教職員は日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等ができるよう努める。